

札幌市議会委員会条例の一部を改正する条例案

令和 4 年（2 0 2 2 年）3 月 3 0 日提出

全 議 員

札幌市議会委員会条例の一部を改正する条例

札幌市議会委員会条例（昭和 3 1 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表総務委員会の項第 1 号中「危機管理対策室」を「危機管理局」に改め、同項中第 1 0 号を第 1 1 号とし、第 3 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) デジタル戦略推進局の所管に属する事項

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(理 由)

札幌市事務分掌条例の一部改正に伴い、本市議会常任委員会の所管事項について所要の改正を行うため、本案を提出する。